

入 札 説 明 書

- 1 入札件名 個人番号利用事務系端末等賃貸借
- 2 開札日時 令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 2 時 00 分
- 3 開札場所 府中町役場 4 階 大会議室
- 4 入札期間 **公告の日から令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 5 時まで**
- 5 入札の方法 総価で入札に付する。
- 6 入札書に記載する金額 (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札書の右上の日付は入札書を作成した日付（入札期間内）とし、入札の回数（初回は第 1 回）を記入すること。
- 7 入札書の提出方法 (1) 入札期間に、**持参または郵送**にて情報管理課に提出すること。
(2) 入札書は封筒に入れ、封かんすること。封筒の表面に入札件名、開札日時、商号または名称を記載すること。（封筒の記載方法は別紙のとおり）
(3) 入札書の提出後は、書き換え、引き換え、撤回をすることはできない。
- 8 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
(1) 開札日時点において、有効な本町の物品・委託役務競争入札参加資格を有していること。
(2) 国、広島県又は県内市町のいずれからも指名停止措置を受けていないこと。
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始の申立がなされていない者及びその開始決定がなされていない者であること。
(6) 入札の日の属する年度及び前 2 年度の間に、端末等賃貸借に関する受託実績を有し、全て誠実に履行していること。
(7) 提携するリース会社を賃借人とする第三者賃貸方式による契約を希望する場合は、当該リース会社が本町又は広島県の物品・委託役務競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
また、**入札書の提出とあわせて「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」**を提出すること。
- 9 参加表明 入札に参加しようとする者は、「入札参加表明書」を期限内に提出すること。
提出期限 令和 8 年 8 月 12 日（水）（必着）

- 10 質疑応答 (1) 仕様書に関する質疑事項は情報管理課へ電子メールで行うこと。
提出期限 **令和 8 年 8 月 12 日（水）（必着）**
回答 令和 8 年 8 月 19 日（水）までに随時回答する。
- (2) 入札手続きに関する事項は、情報管理課へ電話で問い合わせること。
- 11 入札の辞退 参加表明書を提出後入札辞退する場合は、入札書の提出までに電子メールまたは書面（任意様式）を情報管理課へ提出すること。
- 12 入札保証金 免除（府中町財務規則（昭和 40 年規則第 8 号）第 69 条第 2 号による。）
- 13 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上
ただし、府中町財務規則（昭和 40 年規則第 8 号）第 59 条第 1 項各号の規定に該当する場合は免除できる。
- 14 再度入札 再度入札は 1 回までとし、必要になった場合に別途電子メールで案内する。
- 15 無効入札 次の場合は、再度入札に参加できない。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき
- (2) 同一事項の入札について、二以上の入札をしたとき
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をして入札したとき
- (4) 明らかに連合によると認められる入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
- (5) 記名を欠く入札
- (6) 押印を省略する場合においては、本件責任者及び担当者の部署（役職名）、氏名、連絡先の記載のない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 二以上の金額を表示した入札
- (9) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 記載金額の桁数を間違える明らかな錯誤があったとき
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 16 落札人の決定 (1) 予定価格以内であって最低価格の入札をした者について落札候補者として審査を行い、有資格者と認められる場合に落札決定を行う。
- (2) 落札候補者に対する審査の結果、有資格者と認められない場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として入札参加資格の審査を行う。
- (3) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。立会のないものは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 17 結果の公表 開札後、全入札参加者に電子メールで落札候補者及び入札額を通知する。
- 18 支払条件 契約金額の支払いは、令和 9 年 2 月分から令和 14 年 1 月分まで 60 か月の月額均等払いとし、検収後使用月の翌月末までに支払う。
- 19 履行期間 契約締結の日から令和 14 年 1 月 31 日まで

納入期限 令和 9 年 1 月 24 日まで

※納入は端末の展開作業を含む

賃貸借期間 令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで

- 20 契約締結 落札者は、落札決定後速やかに情報管理課と契約事務に関する協議を進め、契約を締結すること。
- 21 その他 (1) 落札者は、契約保証金の免除の規定を使う場合については、落札決定後、速やかに申し出ること。
- (2) 開札日に立会をする者は、開札日前日までに情報管理課へ連絡すること。なお、当日代理人が立会する際には委任状を提出すること。
- (3) 郵送にて入札書を提出する場合は、郵送後に情報管理課へその旨連絡すること。
- 22 提出先等 府中町総務企画部情報管理課
- 電子メール joho@town.fuchu.hiroshima.jp
- 電話 082-286-3156
- 住所 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

【参考 府中町財務規則 (抜粋)】

(契約保証金)

第 59 条 契約担当職員は、町と契約を結ぶ者に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 法令により延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。
- (5) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (6) 契約の相手方が、当該契約を締結する日の属する年度及び前 2 年度の間に当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を町又は国（公社・公団を含む。）若しくは他の地方自治体と 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。
- (7) 指名競争契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が 300 万円以下であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 権利金、敷金等を納付し、又は前金で支払をしなければ契約を締結しがたい物件の借入れ又は買入れの契約を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 損失補償契約、ガス、電気、水等の供給を受ける契約及び公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結する場合において、契約保証金を納付させることが不適當であると認められるとき。
- (10) その他町長が別に指定する法人と契約を締結する場合で、特に必要と認めた契約を締結するとき。
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行の保証
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、町長が確実と認めるもの